

由利本荘市敬老事業補助金Q&A

No.	Q	A
1	80歳の方にのみ記念品を配布しています。補助金の対象になりますか？	80歳のみでも補助対象です。75歳以上の全員に配布しなければ対象にならない、というものではありません。
2	65歳以上を対象に敬老会を行っています。補助金の対象になりますか？	出席者のうち（4月1日現在）75歳以上の方の分のみ補助対象になります。領収書を分ける必要はありません。
3	敬老会を開催し、その出席者へ記念品も配っています。補助金は1人当たりいくらになりますか？	この場合は、敬老会の開催への補助となります。折り詰め代、飲み物代、記念品代等合計して、1人当たり上限2000円の補助となります。
4	①敬老会の開催と、②記念品の配布（敬老会の欠席者へも配布）、どちらも行っています。補助金は、いくらになりますか？	①敬老会出席者へは1人当たり上限2000円の補助、②欠席者への記念品配布は1人当たり上限1000円の補助、となっています。補助金額は①と②の合計額となります。 出席者へ記念品を渡したとしても、出席者の補助額は、1人当たり上限2000円で変わりありません。 欠席者への記念品配布に要した経費が1人当たり1000円未満の場合は、その実金額が補助額となります。
5	事業を行いたいと思いますが対象者が分かりません。対象者名簿を提供してもらえますか？	市から、町内会等へ対象者名簿を提供することはできません。 対象者の把握については、町内会内の各組ごとに高齢者宅に対して案内通知を配布したり、または案内通知を全戸配布したり、出欠確認をしながら対象者を把握するなどのご検討をお願いします。 また、敬老事業の対象者の把握のため、町内会長等が、住民基本台帳を閲覧できる制度があります。（閲覧は無料です）
6	物品ではなく、食品（紅白まんじゅう）を配っていますが、補助金の対象になりますか？	補助金の対象になります。現金や商品券等の金券類は対象外としますが、食品は対象になります。対象となるか心配な場合は、ご相談ください。
7	敬老対象者10人×800円＝8000円の品物を配りたいと考えています。補助金は10人×1000円＝10000円もらえますか？	実績報告が8000円であれば、補助金は8000円となります。 しかし、品代8000円+印刷代3000円＝11000円の場合は、補助金は10000円となります。 記念品以外の支出も補助対象となります。
8	町内会の構成員も少なく、皆、高齢です。敬老事業は負担に感じますが、対象者のためにはやった方がいいのでしょうか？	敬老事業は、必ずやらなければならないものではありません。対象高齢者ご本人へ補助するのではなく、敬老事業を行っている町内会等へ補助を行うものです。 なお、市では、ご長寿のお祝い事業として、令和5年度から、入湯料等割引券を割増ししておりますので、ぜひご利用ください。（4月1日現在75歳以上の方が申請された場合、入浴施設の割引券2000円分を交付します。）

由利本荘市敬老事業補助金Q&A

No.	Q	A
9	9月に地域の振興協議会（9町内会で構成）で敬老会を開催したが、当日欠席した者を対象に、2か所の町内会で10月に敬老会を開催した。対象者は二重ではないので、各町内会で補助対象として申請してよいか。	振興協議会が主催した9月の敬老会で、年1回の事業を実施したものとカウントします。欠席者を対象として、10月に単独町内会で敬老会を開催するのはOKですが、補助対象にはできません。 敬老会の補助対象は町内会単位で原則年1回としておりますので、分けて開催したい場合は、No.18を参考に、計画的に補助金申請してくださるようお願いします。
10	記念品事業の対象者数を把握していないが、補助金申請の上限人数はあるのでしょうか？	上限はありません。（4月1日現在）75歳以上の方全員が対象です。
11	町内出身で老人施設に入居している方への記念配布は対象となるのか？	補助対象外ですが、「子供夫婦が町内在住で時々帰宅している」とか「一人暮らしだったので現在空家だが町内会費を負担いただいている」など特別の事情が有る場合は、補助対象としますので、個別にご相談ください。 ただし、対象者が市外の老人ホームに入所しているなど、住民票が由利本荘市にない場合は対象外となります。
12	実績報告の申請書しかないが補助金の前払いはあるのか？	前払いはできませんので、ご了承ください。 なお、実施する前には、申請額の大まかな把握のため、「敬老事業補助金事前申請書」を提出してくださるようお願いします。
13	敬老対象者10人の参加予定で敬老会を開催したが、1名が当日欠席した。欠席者の折詰代は対象とならないのか。補助金額は2000円×10人＝20000円もらえるか。	欠席者の折詰代は事業費として認めます。しかし、補助金の算定は、参加者のみ補助対象であり、欠席者は対象になりません。 つまり、実績報告は、欠席者の折詰代含め10人分の領収書でもOKです。補助金額は2000円×参加者9人＝18000円の補助金となります。ご注意ください。
14	市は個人情報保護により対象者名簿を出さないとしているが、実績報告で対象者名簿（生年月日欄有り）を求めるのは、個人情報保護として本人の了解を得る必要があるのか？ また了承しない人は補助対象外となるのか？	町内会が名簿を各戸に配布する場合は、対象者の同意が必要です。補助金申請等で市に名簿を提出する場合も同様です。 補助対象は実績報告書に添付された名簿によって確定します。名簿に掲載されていなければ、実績にカウントされないため、補助対象外となります。 なお、敬老対象者からの同意は、口頭でも書面でもOKです。（書面の同意書であれば、言った言わないの紛争を避けられます。）

由利本荘市敬老事業補助金Q&A

No.	Q	A
15	実績報告の名簿の生年月日欄は省略し、年齢を記載してもよいか？	生年月日不明の場合は、年齢と住所を記入してくださるようお願いします。 補助対象に該当するかどうかの点検や、二重払い防止のため、個人を特定できるようご協力をお願いします。 （町内に同姓同名が居ないなど、個人を特定できるのであれば、生年月日や番地などは省略してもOKです。）
16	我々、行政連絡員（協力員）に対しても、対象者名簿は出せないものか？	個人情報保護法 第5章(行政機関等の義務)第69条(提供の制限)の第1項により、法令に基づく場合(裁判所,警察等々)を除き提供することはできません。また、同条第2項の規定(第1項の例外)にも該当しないため、提供できません。 No.5の住民基本台帳の閲覧制度をご利用くださるようお願いします。
17	「住民自治活動支援交付金」は飲食費を除き、敬老事業に活用してよいか？	「住民自治活動支援交付金」は飲食費を除き、敬老事業に活用してOKです。宴会費用は敬老補助金を充て、横断幕の作成は「住民自治活動支援交付金」を活用するなど、効率的に実施してください。
18	集会施設が手狭であり入りきらない等々、様々な理由を起因として、敬老会を数回に分けて開催したい町内会もあると思います。 当町内会は、上地区、中地区、下地区の3班体制である。 敬老会は、1回目は6月上地区、2回目9月に中地区、3回目1月に下地区と、各班ごとに3回開催するので、3回とも補助対象にして頂きたい。 2回目の敬老対象者は、1回目の欠席者ではないから補助対象であると思います。	前述のNo.9のとおり、敬老会の補助対象は年1回としております。 制度の仕組みとして、町内会全体（分母）が、年1回の敬老事業に参加し、他の敬老事業には補助申請しないことから、同一人物による二重参加、公費の二重交付を防止しています。 町内会が、敬老会の補助事業を3回開催する場合、ご質問の後段にあるとおり、1回目の欠席者を、2回目の補助対象として、実績報告書に記載することは認められません。 このことを防止する仕組みとして、上地区の対象者は、中地区や下地区の対象者とは、重複していない事を特定していただく必要があります。 3回とも補助対象になるよう検討しますので、事前申請の際には、各班ごとの名簿（又は地図上で各班ごとに区分した地図）を提出のうえ、ご相談くださるようお願いします。
19	敬老会をやりたいと考えています。欠席した人へ必ず記念品を配布しなければならないのでしょうか？	欠席者への記念品配布は、必ずやらなければならないものではありません。敬老会の開催のみで問題ありません。その場合の補助金は、出席者1人当たり上限2000円のみです。
20	敬老会を開催し、欠席者へ記念品を配布しました。領収書は出席者への記念品と一緒に領収書ですが大丈夫でしょうか。	一緒に領収書で問題ありません。ただし、領収書のコピーに「記念品」と明記するなど、記念品の領収書であることが分かるようにしてください。